

# 訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業） れんと運営規程

## （事業の目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人れんとが開設する指定「訪問介護事業所れんと」（以下「事業所」という。）及び第1号指定訪問事業（以下「事業者」という。）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所、事業者の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問介護事業、第1号訪問事業を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3 第1号指定訪問事業者の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所、事業者の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護事業所れんと
- 二 所在地 石川県金沢市大額2丁目67番地

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所、事業者に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員1人）（訪問介護サ-ビスと兼務）  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護サービスの提供に当たるものとする。
- 二 サービス提供責任者 1人、訪問事業責任者 1名（常勤職員1人）以上  
サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、事業所に対する指定訪問介護、第1号指定訪問事業者の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防型訪問サ-ビス計画、基準緩和型訪問サ-ビス計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員 2.5人以上  
訪問介護員は、個別サ-ビス計画等に基づき訪問介護の提供にあたる。
- 四 第1号訪問事業従事者 1人（常勤職員）  
従事者は、個別サ-ビス計画等に基づき訪問型サ-ビスの提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日まで及び祝日を除く。

二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

三 連絡体制 電話転送等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

### (訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

一 身体介護

二 生活援助

三 通院等乗降介助

2 第1号指定訪問事業サ-ビスの内容は次のとおりとし、指定介護予防型訪問サ-ビス及び基準緩和型訪問サ-ビスを提供した場合の利用料の額は、金沢市が定める基準によるものとし、当該指定介護予防型訪問サ-ビス及び基準緩和型訪問サ-ビスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

一 身体介護

二 生活援助

3 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護、第1号指定訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 事業の実施地域を越えてから、片道 5 キロ未満 100円

二 事業の実施地域を越えてから、片道 5 キロ以上 200円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

### (緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護サ-ビス、介護予防型訪問サ-ビス及び基準緩和型訪問サ-ビスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護、第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第8条 (キャンセル料) 利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料を徴収する。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。また、介護予防型訪問サービス及び基準緩和型訪問サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とする。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 0 %の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 30 %の額

**(苦情処理)**

第9条 指定訪問介護、第1号訪問事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 指定訪問介護の事業の実施地域は、金沢市、野々市市、白山市の区域とする。

第1号訪問介護事業の実施地域は、金沢市の区域とする。

**(個人情報の保護)**

第11条 事業所、事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

**(虐待防止に関する事項)**

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止ため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する定期的研修の実施
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く

2 事業所、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町に通報するものとする。

**(業務継続計画の策定に関する事項) B C P**

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (感染症対策について)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことが出来るものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
- 2 事業所における感染症予防及びまん延防止のため指針を整備する。  
(13条を含む)
- 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。(13条を含む)

### (就業環境の確保)

第15条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所、事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2週間以内
- 二 継続研修 年10回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 指定訪問介護、第1号訪問事業の提供に関する諸記録を整備し、そのサービス提供を完了した日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、特定非営利活動法人れんとと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成25年5月20日から施行する。

この規程は、第六条三追記により平成25年8月1日から施行する。

この規程は、第六条2の変更により平成26年4月1日から施行する。

この規程は、介護保険法一部変更(総合事業)により平成29年4月1日から施行する。

この規程は、第10条通常の事業の実施地域変更により令和1年6月1日から

この規程は、第13条第14条第15条の追記により令和5年5月20日から施行する。